

(素案)

## 第2次芦屋市市民参画協働推進計画

～市民参画・協働による

住みよいまちづくり～

平成2726年312月

芦 屋 市

# 芦屋市民憲章

わたくしたち芦屋市民は、国際文化住宅都市の市民である誇りをもって、わたくしたちの芦屋をより美しく明るく豊かにするために、市民の守るべき規範として、ここに憲章を定めます。

この憲章は、わたくしたち市民のひとりひとりが、その本分を守り、他人に迷惑をかけないという自覚に立って互いに反省し、各自が行動を規律しようとするものであります。

- 1 わたくしたち芦屋市民は  
文化の高い教養豊かなまちをきずきましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は  
自然の風物を愛し、まちを緑と花でつつみましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は  
青少年の夢と希望をすこやかに育てましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は  
健康で明るく幸福なまちをつくりましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は  
災害や公害のない清潔で安全なまちにしましょう。

# 第2次芦屋市市民参画協働推進計画

## 目次

	ページ
第1章 推進計画の基本的な考え方	1
第2章 推進計画	
1 基本理念	2
2 基本目標	3
3 取組の方向性	
基本目標1	4
基本目標2	7
基本目標3	9
基本目標4	11
資料編	13

※計画の中で、「意識・行動調査からの意見」は、「参画と協働についての意識・行動調査(平成26年3月)より」

※計画の中で、「ワークショップからの意見」は、「第2次芦屋市市民参画協働推進計画骨子案についてのワークショップ(H26.11.4 AM・PM, H26.11.5 AM 3回開催)より」



# 第1章

## 推進計画の基本的な考え方

### 1 第2次推進計画について

本市では、平成19年3月に「芦屋市市民参画及び協働の推進に関する条例」を制定し、その第17条（推進計画）により、その目的実現を計画的に進めるために「芦屋市市民参画協働推進計画（平成20年2月）」を定め、市民と行政(市)が協働で住みよいまちをつくることに努めてきました。

その後の8か年で、本市においては市民参画・協働を基本として、パブリックコメント等の市民参画の手続を経て各種の推進計画を策定し、市民の参画のもとに市民と行政(市)の協働による取組が進んでいます。また、多様な分野で市民活動が活発化し、また地域においても自治の動きが高まりつつあるなどの成果が見えてきました。

また平成23年3月に策定された「第4次芦屋市総合計画」では、10年後の芦屋の姿としてその冒頭に「一人一人のつながりが地域の力を高め、地域主体のまちづくりが進んでいる」が掲げられ、このもとに「市民が主体となった活動が増え、継続的に発展している」「地域主体のまちづくりの仕組みが根付き、地域の力が高まっている」が施策目標としてあげられており、市民参画・協働は市政の大きな柱として位置づけられています。

これらのことから、次は、市民が自立的にまちづくりを展開するステップであると考え、市民の活動を支援します。

本市における市民参画・協働においては、あらたな発展を求められていますが、市民がより主体的に市民参画・協働に取り組むことを重視し、これまでの成果と課題の上に立ち、ここに第2次芦屋市市民参画協働推進計画を定めるものです。

### 2 計画の期間

この計画の期間を、平成27年度から5年間とし、市民参画・協働の推進状況および社会経済環境の変化に応じて見直しを行うものとします。

## 第2章 推進計画

### 1 基本理念

本市は、市民がより主体的に市民参画・協働に取り組むことを重要視しています。次の新たな時代に向けて、より住みよいまちをつくるため、市民の力をさらに高めること、そして、また、市民を構成する、住む人、働く人、学ぶ人のほかさまざまな団体が互いに強く結びつくとともに、市民と行政がさらに連携を深めることをめざします。

「住みよいまち」とは、働く人も気軽に地域活動や社会活動に関われるまちであり、元気な高齢者がその力を発揮できるまちであり、子育て世代が楽しく子育てできるまちであり、また、子どもたちが将来にも住みつづけたくなるまちであると考えます。

すべての市民にまちづくりへの機会が開かれ、また、すべての市民が互いに理念や目的を共有しながら、力を合わせる機会が豊富に得られる本市の創造をめざし、この計画の理念を次のように定めます。

### 市民参画・協働による住みよいまちづくり

#### 芦屋市市民参画及び協働の推進に関する条例（定義）第2条

- 「市民」とは  
市内に在住、在勤及び在学する個人並びに市内で活動する法人その他の団体をいいます。
- 「市民参画」とは  
市民が市政に参画する意思を反映させることを目的として、市の施策の企画立案、実施及び評価の過程に参加することをいいます。
- 「協働」とは  
市民及び市がまちづくりについて、それぞれの役割と責務を自覚し、互い尊重し、補完し、協力することをいいます。

※芦屋市市民参画協働推進計画（平成20年2月）において、「まちづくり」とは市や地域をより良くすることを目的とした、〈考える〉〈情報を通わせる〉〈仕組みや制度を作る〉〈事業を行う〉など、すべての行動を「まちづくり」であるとし、ましたといひます。

## 2 基本目標

基本理念の実現に向けては、市民それぞれの意識を高めるとともにこれを十分に引き出し、市民と市民および市民と行政(市)との間で課題と目的を共有しつつ、自立と連携のもとに取り組む必要があります。市民参画・協働によってそれが実現されるとき、市民が主体となるまちづくりが進んだと考えることができます。

基本理念の実現に向けて、次のように基本目標を定めます。

### 自治会や市民活動団体などが市と協働して地域を担うまちづくり

基本目標1 〈そだつ〉 市民参画・協働の意欲を高め市民の力を豊かにします

基本目標2 〈つながる〉 力を合わせるため連携の機会を充実します

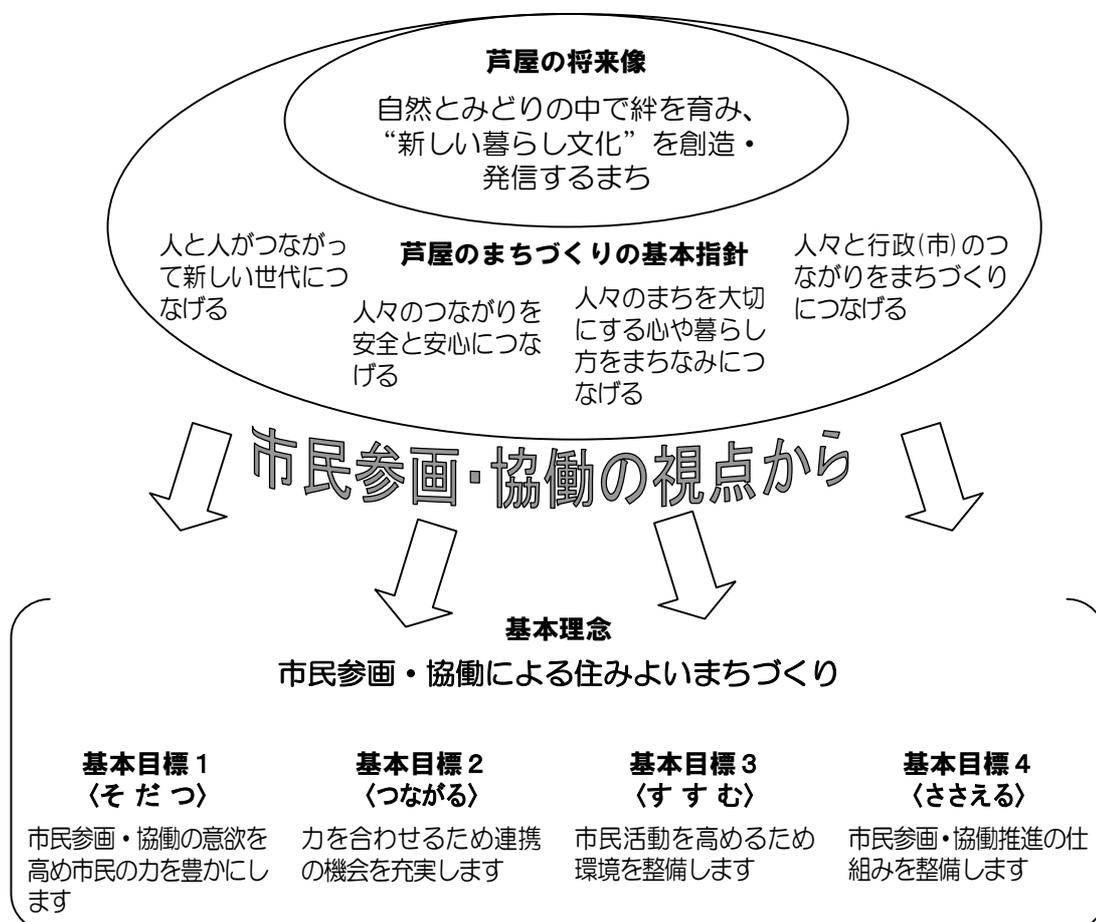
基本目標3 〈すすむ〉 市民活動を高めるため環境を整備します

基本目標4 〈ささえる〉 市民参画・協働推進の仕組みを整備します

### ●第4次芦屋市総合計画との関係 [概念図]

第4次芦屋市総合計画

第2次芦屋市市民参画協働推進計画



### 3 取組の方向性

#### 基本目標1 <そだつ>

#### 市民参画・協働の意欲を高め市民の力を豊かにします

~~まちづくりの主体は、市民にほかなりません。~~市民が地域や社会で主体的に活動することによってまちが良くなるとともに、共通の課題をみんなで解決する力を身につけることができます。

そのために、地域に関わる情報や行政の情報をだれもが容易に手に入れられ、また、この上に立った学習機会が豊かにあることをめざします。

#### 意識・行動調査からの意見

◆今回このような調査票が届いたことで、市民参画協働に関して興味を持ったのでこれからもこの調査は続けていくと良いと思います。今まで市民参画協働についてあまり知らなかったので、今回のように情報をもっと発信していくことで市民の意識が高まるのではないかと思います。自分の住んでいる市で要望がある場合は、どこに意見を言えばいいかわからなかったため、情報発信をしていってほしいなと思います。

また、ひとびとの意欲や特技・経験を積極的にひきだし、生きがいの創造に結びつけるとともに、地域を支える人材を豊かにします。さらに、市民参画・協働を未来につなぐため、子どもたちがまちづくりに関心をむけるきっかけの提供にも取り組めます。

#### <市民の目指す姿・役割>

- 市民
- ◆地域についての関心と理解
  - ◆主体的で実践的な学習活動
  - ◆地域の発展と課題解決に取り組む人の顕在化

#### <本市の目指す姿・役割>

- 行政(市)
- ◆市民参画・協働に関わる情報の分かりやすい提供
  - ◆学習機会の提供
  - ◆子どもからおとなまで、人が育つための支援

#### (1) 情報を手に入れやすく、分かりやすく

○地域についての具体的な情報や行われている活動などの情報を、~~獲得し、~~それを発信することを支援します。

- ・自治会情報（例：自治会だよりなど）の充実・強化への支援
- ・市民による地域マップ等の作成への支援 など

○市民参画・協働に関する多様な情報を、だれもが容易に入手できるよう努めます。

- ・情報媒体の多様化（広報紙，チラシ，掲示板，ネットなど）
- ・子どもをはじめとしてだれにとっても親しみやすく理解しやすい編集など

○多様な情報を多様な媒体で提供するとともに、これらをまとめた市民参画・協働に関する情報の窓口を充実します。

- ・あしや市民活動センターの情報発信機能充実
- ・本市ホームページの充実 [など](#)

## (2) 学ぶ機会をゆたかに

○さまざまな場面において、市民の主体的な学びを支援します。

- ・市民によるまちづくり教材（例：防災かるたなど）の開発支援
- ・専門的な知識・技能を有する市民の発掘と、教室や講座の場などでの講師としての起用 など

○市民参画・協働・まちづくりに関する学習機会を充実します。

- ・創意をひきだし、実践的なワークショップの実施・展開
- ・まちづくりに関わる出前講座の充実・開発など

ワークショップからの意見  
◆子どもの時期からこうした意識を養えば、将来地域に帰ってくるのではないか。

## (3) 未来のまちづくり人を育てる

○学校教育において、市民参画・協働やまちづくりへの眼をやしないます。

- ・小中学生向け市民参画・協働事例集の製作 など

○子どもたちの地域活動への参加・体験学習を支援します。

- ・親子での市民活動・地域活動（コミュニティ・スクールなど）への参加促進
- ・夏休み期間中における子ども向けまちづくり講座の開催
- ・「トライやるウィーク」の地域活動への受け入れ など

ワークショップからの意見  
◆新しい地域では、どう地域に参加していいかわからない子育て世代も多いため、そうした場を投げかけていけば、同時に防災や清掃の場にも参加してくれるようになる。

ワークショップからの意見  
◆役員をうまく回転させて地域の人間が絶えず何かに参加していれば自然と人材発掘になる。

#### (4)「人そだち」を支える

○将来の地域を支える人材を発掘し、「人そだち」を支え・育成します。

- ・市民活動・地域活動に関する啓発の充実
- ・気軽な参加機会の提供によるボランティアのすそ野の拡大
- ・講座やセミナー（地域のボランティアコーディネーター養成講座等）などの機会をとらえた地域人材の発掘
- ・役員の負担を分散し、若い世代への機能を継承するための、自治会等の運営体制検討支援

など

○地域の自治活動の活性化に向けて、人や情報などを結び合わせる役割を充実します。

- ・人・団体・行政の間をつなぐ地域のボランティアコーディネーター養成
- ・地域リーダー講座の開催 など

##### ワークショップからの意見

◆実際に自治会活動で走り回ってくれているのはほとんどが女性だ。自分の若いころを考えれば、結局リタイア後の人間が（自治会を）担うべきだが、継承の問題を考えると、地域のナンバー3あたりに若い人が入り、地域というのはどういうものなのかをベテランが教えていかなければいけない。

## 基本目標2 〈つながる〉

### 力を合わせるため連携の機会を充実します

人や団体が個別にその力を高めることに加えて、これらの力を合わせることでまちづくりを強く進めることができます。そのためには、人や団体が互いに理解し合うことと、この上に立ってそれぞれの強みを活かしたつながりをつくること効果が効果的です。

そのために、市民が多様なライフステージにあり、多様なライフスタイルで暮らしていることに対する理解のもとに、だれもが活動のきっかけを得るための機会を豊かに提供するとともに、行政も含め、まちづくりに関わるすべての主体が互いに交流し、手を取り合うことを促します。

#### 〈市民の目指す姿・役割〉

- 市  
民
- ◆活動への気軽な参加
  - ◆活動の意義や活動団体などへの理解と活動意欲の高揚
  - ◆活動団体などの間の多様な連携

#### 〈本市の目指す姿・役割〉

- 行政(市)
- ◆参加市民のすそ野を広げる  
参加機会の提供
  - ◆交流・連携機会の充実
  - ◆市民の潜在力を引き出す事業  
機会の拡充

### (1)まちづくりのための多様な舞台を充実

○市民参画・協働へのきっかけを多彩に提供します。

- ・勤労者や子育て世代に向けた気軽な参加機会の提供促進（週末まちづくりイベントの開催など）
- ・身近な地域活動の企画・実施の支援 など

○地域が課題を解決する力を高めるよう支援します。

- ・地域ひろば、市民ひろばの計画的で継続的な展開 など

\*（「地域ひろば」「市民ひろば」とは）

地域の課題を解決し、誰もが豊かに住み、学び、働くことができるようにするためには、その地域に関わる人たちが、共通の場に集まり、地域の実情を知り、地域を良くするための手だてを考え、そのためにできることをみんなで考え、行動することが求められています。このような場を「地域ひろば」と名づけました。新しい課題ごとに本市が自治会連合会のブロックごとに自治会・NPOの役員の方々に事前説明会を行い、その後、「地域ひろば」を開催し、協議します。参加団体は振り返り会議を行い、行政(市)に報告します。全市的、広域的課題については、「地域ひろば」出席団体と、全市的な団体（社会貢献団体など）も含めて全体会として「市民ひろば」を開催し協議します。

ワークショップからの意見

◆5か年の推進計画だが、結構進んできた部分もあると思う。あしや市民活動センターができてから場所としても活動も活発化した。地域ひろばでは課題解決の仕組みができてつつある。まちづくり、景観等への取組や地区計画のできている数でもトップクラスと市民意識は高い。

意識・行動調査からの意見

◆皆様、自分の住んでいる地域が良くなってほしいと思うはず。そういう人たちがどう取り組んでいくかが難しいですね。同じ人がいくつもの団体や活動に参加しているのが実態でしょうか。気軽に参加できる簡単なことから始められるように、ハードルを下げて広く募集すれば良いのではないのでしょうか。

## (2) みんなが分かり合い、つながり合う

○市民（市民活動団体、事業者など）相互の連携機会を充実します。

- ・ 多くの人に身近なテーマである 地域防災などの のをテーマにした 総合的な交流会の開催 など

○自治会とNPOなど市民活動団体の交流・連携の機会を充実します。

- ・ NPO等の専門性を地域課題の解決にいかすためのマッチング機会の提供 など

○市民と行政との情報交流、連携の機会を充実します。

- ・ 市民と行政(市)が協働して開催するまちづくり懇談会（市民と市長の懇談会）の充実支援 など

ワークショップからの意見

◆防災防犯をやっていると、自治会員であろうがなかろうが助け合わなければならない。有事の際は自助と共助だけが頼りなので、所属に関係なく訓練時などには参加してもらえるようにしなければならない。

## (3) 市民の意欲と力を活かす

○市民の創意と意欲を市民参画・協働で活かす仕組みを検討します。

- ・ 市民の発意による自主的なまちづくり事業に対する支援施策の検討 など

ワークショップからの意見

◆地域のことは、60代（退職後）からやればいい。活動意欲のある人は必ずいる。若い人は週末にでも参加してもらい、意欲のある人を上手くピックアップしていくつもりでなければならない。

ワークショップからの意見

◆得られることしか考えていない市民意識は変えていかなければならない。無理のないやり方でなければ、今の時代みんな家庭の事情などもあり、続かない。一生懸命もいいが、まずは楽しくなければ。

### 基本目標3 〈すすむ〉

#### 市民活動を高めるため環境を整備します

本市における市民参画・協働は、市民参画のもとで取り組まれたその指針づくりや条例の制定をへて約10年の歴史をもち、徐々にその成果もみられてきました。

今後はさらに市民参画・協働の浸透を促すとともに、市民活動の自立性と主体性が高まっていくことが望めます。

そのために、市民参画・協働への理解と関心を高め、[さらなる](#)浸透に努めるとともに、市民の自主的な活動が維持・発展するための支援を充実します。また、すべての市民がのびのびと、また、効果的に活動を進めることのできる環境づくりを図ります。

##### 〈市民の目指す姿・役割〉

市民

- ◆市民参画・協働への理解と関心
- ◆継続的に活動するための取組
- ◆活動の場や環境の活用による地域の発展

##### 〈本市の目指す姿・役割〉

行政(市)

- ◆制度の改良やきめ細やかな対応
- ◆市民活動自立への支援
- ◆活動の場や活動環境の整備・充実

#### (1) 市民参画・協働への道をひろげる

○市民参画・協働への理解と関心を高め、浸透を促します。

- ・市民参画・協働に関する講座やセミナー等の定期的な開催 など

#### (2) 活動の自立を支える

○市民活動などに関する助成制度などの情報を積極的に提供します。

[○地域課題の解決など、協働に関わる事業への支援を充実します。](#)

- ・[自治会等と行政との協働事業について助成金の支給](#) など

○持続的な活動継続の仕組みづくりを支援します。

- ・ソーシャルビジネス(SB)、コミュニティビジネス(CB)\*の促進 など

\* (ソーシャルビジネス(SB)、コミュニティビジネス(CB))

地域社会の課題解決に向けて、市民、NPO、企業など、さまざまな主体が協力しながらビジネスの手法を活用して取り組むことを、ソーシャルビジネス(SB)／コミュニティビジネス(CB)と呼びます。環境保護、高齢者・障がい者の介護・福祉、子育て支援、まちづくり、観光などのさまざまなテーマが考えられます。二つの用語に大きな意味の違いはありません。

兵庫県ではコミュニティ・ビジネスを「生きがいある新しい働く場づくりをめざして、県民一

人ひとりが社会の担い手として参画し、自立したライフスタイルづくりをめざす取組の一つとして、地域課題の解決に自分たちで取り組み、対価を得ることでビジネスとして継続させていく事業」と定義しています。

### (3) ネットワークづくりと活動の場づくりを支える

○あしや市民活動センター（リードあしや）の機能を充実します。

- ・交流促進・情報提供・助言指導・相談各機能の強化
- ・学習機会の充実
- ・利用者の利便性の向上 など

ワークショップからの意見  
◆地域のPTAから老人会、子ども会、多くの団体が連携して取り組める環境を。

○身近な活動の場を充実します。

- ・子どもや高齢者に向けた地域での居場所づくり支援
- ・公共施設の活用による場の提供 など

意識・行動調査からの意見

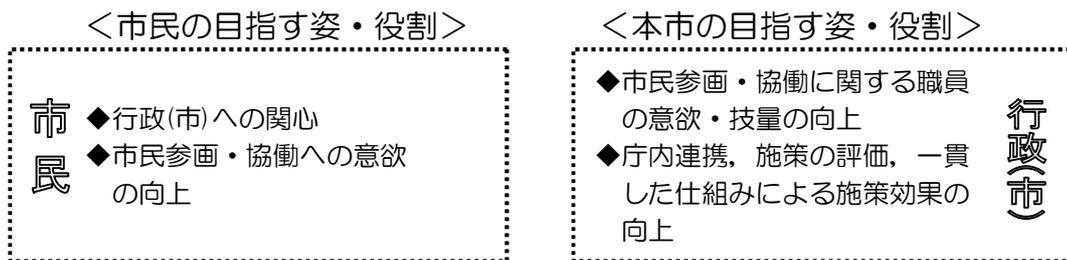
◆震災後、周りも新しく家も建て替えられ、住み良い町になってきた一方、高齢化し、世代が変わるにつれ、隣同士の付き合いも遠ざかり、あいさつ程度に。顔も会わさないこともあり、さびしくもあります。以前の商店街の通りには活気があり、人とのつながりが温かく、通り過ぎる人たちのおおらかな風景が昨日のように懐かしく思います。今は店もでき、何となく人の行き来も目に入るようになり、若い人たちの力が活気づけるようなまちづくりを希望し、私も地域活動に参加し、芦屋市民としてなるべく多くの意見を述べるように協力していきたいと思えます。

## 基本目標4 〈ささえる〉

### 市民参画・協働推進の仕組みを整備します

市民と協働して業務を経験したことのある市職員の約8割が、協働したことの成果があったと回答しています（「参画と協働についての意識・行動調査」平成25年度実施）。このことから、職員自身が業務を離れても市民参画・協働に取り組むことによって、本市における市民参画・協働のはたらきをさらに高めることが期待されます。また、市民参画・協働は行政(市)の多くの分野に関係することから、行政(市)全体として連携を緊密にすることが必要です。

そのために、市民参画・協働に向けて本市の職員ひとりひとりが認識を高めるとともに実践していくことのできる環境を整備するとともに、庁内の連携をさらに充実することを図ります。また、これまで得られた市民参画・協働の成果を総括するとともに、このうえに立って、より効果が高く、また、市民にもわかりやすく取り組みやすい市民参画・協働の仕組みを構築します。



#### (1)職員から市民参画・協働をパワーアップ

○職員が自発的に市民活動・地域活動に取り組むことを促進します。

- ・職員啓発の充実
- ・本市の内外での市民活動・地域活動の奨励 など

○市民参画・協働に積極的に取り組む職員を育てます。

- ・各課における（仮称）協働推進リーダーの設置
- ・自治会・NPOなどと連携した実践的な職員研修 など

#### (2)庁内のつながりを密接に

○全庁的に市民参画・協働への意識高揚と行動を促します。

○庁内の連携体制を充実します。

- ・市民への情報提供のあり方検討
- ・調整関連課間の連携 など

ワークショップからの意見  
◆毎日のように市からの緑の封筒が届く状態だ。他市では自治会に発信することをいったんすべてまとめる庁内窓口があるらしい。芦屋も検討してはどうか。

### (3)市民参画・協働の効果を高める

○一貫した市民参画・協働の仕組みを構築します。

- ・提案－計画－準備－実施－評価など施策の総合化 など

○成果目標を設定し、推進計画の推進状況を定期的に点検し、評価します。

- ・PDCA(Plan(計画)-Do(実施)-Check(評価・点検)-Action(対処・反映))の徹底と、特にC(評価・点検)の中でうまくいかなかった事例の前向きな分析・検討の重視 など

#### 成果目標(指標)

平成 31 年度末までに達成すべき、以下の通りの目標値を以下の通り定めま  
す。

##### 〔基本目標 1〕

- ◆市民活動や地域活動に取り組む人材が市民の間に育っていると考える市民・市職員の割合

「できている」とする市民 17.6% → [成果目標] 25%

「できている」とする市職員 28.1% → [成果目標] 35%

##### 〔基本目標 2〕

- ◆市民と市が協力し合って市内や地域の課題解決に取り組む機会が充分にあると考える市民・市職員の割合

「充分にある」とする市民 16.6% → [成果目標] 25%

「充分にある」とする市職員 32.1% → [成果目標] 40%

##### 〔基本目標 3〕

- ◆パブリックコメントを知っている市民の割合

「知っている」とする市民 18.3% → [成果目標] 25%

##### 〔基本目標 4〕

- ◆協働した経験がある。協働している市職員の割合

「協働した経験がある。協働している」

とする市職員 31.9% → [成果目標] 40%

# 資 料 編





# 参画と協働についての意識・行動調査

## 調査結果の概要

芦屋市では、芦屋市市民参画及び協働の条例に基づき、市政に市民が参画し、市民と市が協働して計画的に市政を進めてきました。このたび、市民と市職員に対して参画と協働についての意識と行動を調査しましたので、その結果概要を示します。この調査結果は、第2次芦屋市市民参画協働推進計画を策定するための参考資料とします。

小見出しの横の(民)は市民に対する設問、(民)(職)は市民と市職員に対する共通設問です。調査方法については末尾をご覧ください。

### 安全第一!

【地域で気になっていること】(民)

住んでいる地域で気になっていることは、①夜道の暗さや治安などの防犯、②ごみ出しなど衛生環境に関すること、③歩道や通学路などの交通安全が、上位の3項目となっています。



これら治安や安全をあげる意見の傾向は40歳代以下の市民で特に強く、60歳以上の市民では「高齢者の孤立やその見守り」が上位となるなど、年齢によっても気になっていることに違いがあります。

#### 全体平均を10ポイント以上上回る意見

男性 40歳代	歩道や通学路などの交通安全 夜道の暗さや治安などの防犯
男性 50歳代	めいわく駐車や駐輪に関すること
男性 70歳以上	近所同士のつながりや助け合い 高齢者の孤立やその見守り
女性 20歳代	夜道の暗さや治安などの防犯
女性 30歳代	夜道の暗さや治安などの防犯 歩道や通学路などの交通安全
女性 40歳代	歩道や通学路などの交通安全
女性 50歳代	ごみ出しなど衛生環境に関すること
女性 60歳代	高齢者の孤立やその見守り
女性 70歳以上	高齢者の孤立やその見守り

### ウォッチ・ザ・地域

【地域活力向上のために必要なこと】(民)

安心してきて活気のある地域であるために必要なこととして、①住民一人ひとりが地域に対する関心を高めること、②地域の細やかな情報をもっと提供されること、③住民同士の付き合いを盛んにすること、などが上位にあげられています。

多くのひとが、地域をよく知り、地域への関心を高め、住民同士のふれあいを高めていくことが大切だと考えています。



住民の多くが参加できるイベントへの支持は、全体では4位ですが、男性30歳代や女性20歳代の比較的若い市民において強く支持されています。

#### 全体平均を10ポイント以上上回る意見

男性 20歳代	地域の細やかな情報の提供
男性 30歳代	住民の多くが参加できるイベント
男性 70歳以上	住民同士の付き合いを盛んにする
女性 20歳代	住民の多くが参加できるイベント
女性 50歳代	地域の細やかな情報の提供

# 意欲にあふれて

## 【市民活動・地域活動の経験や意向】⑤

市民活動や地域の活動に現在参加している市民は約1割、以前に参加したことのある市民は約2割、参加経験のない市民は約7割です。

そして今後の意向をたずねると、市民活動や地域の活動に参加したいと思っている人は約6割にのぼり、参加経験のある市民の割合の約2倍となっています。



# 情報・相談・指導で、あと押し

## 【市民活動などの活発化のために必要なこと】⑤⑥

市民活動や地域の活動が活発になるためには、①市内の団体や行事などについての情報提供を充実する、②集会所などの施設をより使いやすくする、③専門家の派遣など助言や指導する機能を充実する、などが支持されています。

市職員においても、団体や行事などについての情報提供をあげる意見が最も多く、市民の意見と共通しているほか、これに次いで団体に対する情報提供や相談機能を充実することがあげられています。

### 全体平均を10ポイント以上上回る意見

男性 20 歳代	団体に対する資金的支援を充実する 団体の顕彰制度など社会的な認知を
女性 20 歳代	集会所等の施設を使いやすくする 団体間の連携や協力関係を緊密に
女性 30 歳代	団体に対する資金的支援を充実する
女性 60 歳代	集会所等の施設を使いやすくする

今回このような調査票が届いたことで、市民参画協働に関して興味を持ったのでこれからもこの調査は続けていくと良いと思います。今まで市民参画協働についてあまり知らなかったのが、今回のように情報をもっと発信していくことで市民の意識が高まるのではないかと思います。自分の住んでいる市で要望がある場合は、どこに意見を言えばいいかわからなかったのが、情報発信をしていってほしいなと思います。よろしく願いいたします。(20歳代女性)

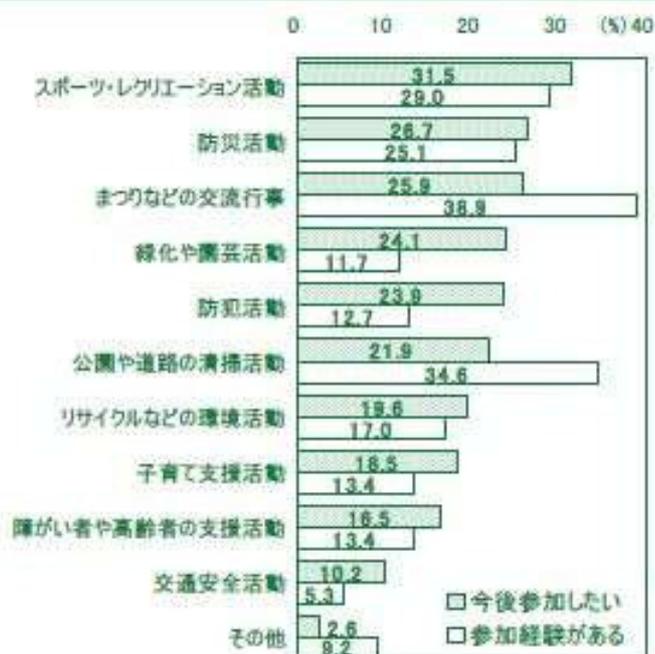
# 市民、それぞれに

## 【参加経験のある分野と今後参加したい分野】⑤

参加したいと思う分野として、①スポーツ・レクリエーション活動、②防災活動、③まつりなどの交流行事、などに人気があります。

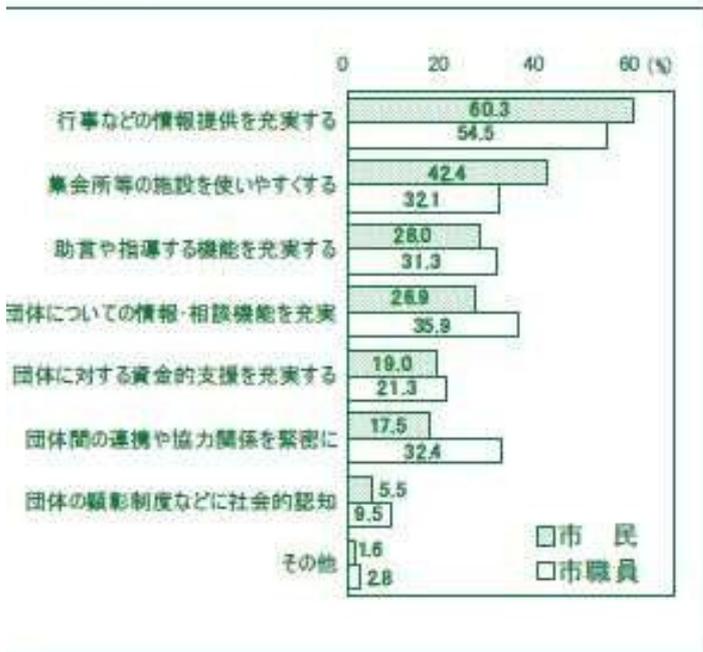
スポーツ・レクリエーション活動は若い男性、防災活動は男性20歳代や女性50歳代などで支持が高くなっています。男女の30歳代や女性20歳代では子育て支援活動の人气がそれぞれ高いなど、市民の層によって関心を持つ分野は多様です。

皆皆、自分の住んでいる地域が良くなってほしいと思うはずですが、そういう人たちをどう取り込んでいくのが難しいですね。同じ人がいくつもの団体や活動に参加しているのが実態でしょうか。気軽に参加できる簡単なことから始められるように、ハードルを下げて広く募集すれば良いのではないのでしょうか。(50歳代女性)





情報は細かく、市民に行き渡るように考えていただきたいと  
思います。若い世代から高齢者まで、すべての世代に対しての  
情報を伝える方法を模索してみるべきです。広報紙の載せ方など  
も工夫が必要です。(60歳代女性)



震災後、周りも新しく家も建て替えられ、住み良い町になって  
きた一方、高齢化し、世代が変わるにつれ、隣同士のつきあ  
いも遠ざかり、あいさつ程度に。顔も会わないこともあり、さびしく  
もあります。以前の商店街の通りには活気があり、人とのつながりが  
温かく、通り過ぎる人たちのおおらかな風景が昨日のように懐かしく  
思います。今は店もでき、何となく人の行き来も目に入るようになり、  
若い人たちの力が活気づけるようなまちづくりを希望し、私も地  
域活動に参加し、芦屋市民としてなるべく多くの意見を述べるよう  
に協力していきたいと思っています。(60歳代男性)

**全体平均を10ポイント以上上回る意見(参加したい分野)**

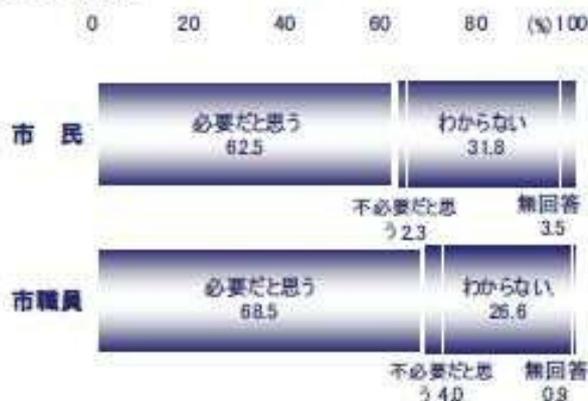
男性 20歳代	スポーツ・レクリエーション活動 防災活動 リサイクルなどの環境活動
男性 30歳代	まつりなどの交流行事 子育て支援活動 スポーツ・レクリエーション活動
男性 40歳代	スポーツ・レクリエーション活動 公園や道路の清掃活動 まつりなどの交流行事 防犯活動
男性 50歳代	交通安全活動 防犯活動
男性 70歳以上	障がい者や高齢者の支援活動
女性 20歳代	まつりなどの交流行事 子育て支援活動
女性 30歳代	子育て支援活動 まつりなどの交流行事
女性 50歳代	リサイクルなどの環境活動 防災活動
女性 70歳以上	緑化や園芸活動

# 力をあわせてニーズに対応

## 【市民参画協働の必要性と理由】

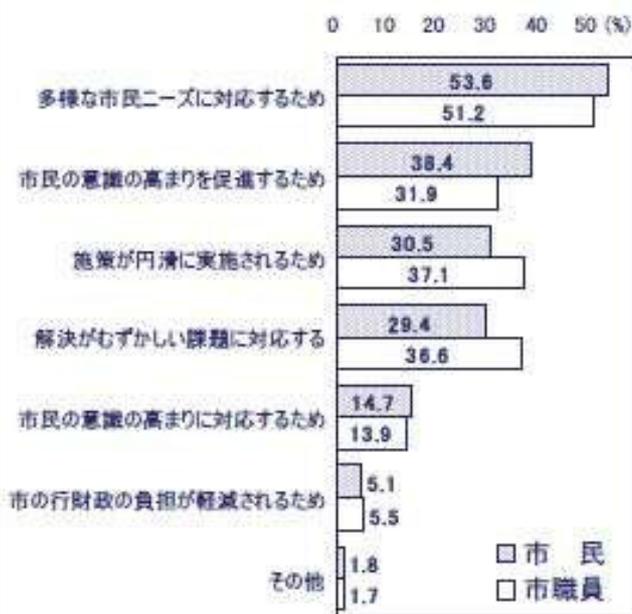
市民参画協働は必要と考える市民が62.5%と多くな  
っています。

市職員では68.5%が市民参画協働が必要であると回  
答しており、市民の割合を上回ります。さらに、業務  
で市民や市民団体と協働した経験のある職員ではこ  
の割合が87.5%にのぼるほか、協働したことの成果  
があった、と回答した割合は79.8%と高い割合を示  
しています。



市民参画協働が必要だと考える理由としては、市民で  
は、①個別地域の課題解決や多様な市民ニーズに対応  
するため、②市民自治に対する市民の意識の高まりを  
促進するため、③互いに協働するほうが施策が円滑に  
実施されるため、が主なものです。

順位は少し変わりますが、市民も市職員も、ニーズへ  
の細やかな対応や施策実施の円滑化などを大きな理  
由としている点が共通しています。



# 参画協働、まだまだ課題が



住民参加行事などでも時間のある高齢者ばかりであったりして活性に欠けることが多くあるように思う。若年層などが参画しやすい制度づくりや時間などにしないと、地域での世代格差や、ますます行事などへの参加率が低下するようになると思う。(30歳代男性)

## 【市民参画協働の達成状況】

市民が主体となって、また市民と行政が互いに力をあわせてまちづくりに取り組む「市民参画協働」がどれくらい達成されたのかを、市民と市の職員に対して8つの項目でたずねました。ある程度達成されていることを認める「おおむねできている」とする割合の8項目の平均は市民が5.9%、市職員が12.9%で、市職員と比べて市民の評価はきびしくなっています。また、「おおむねできている」「できていない」などの選択肢をそれぞれ重みづけして得点化した結果、評価の低い項目として、市民では(8)市民と市が協力し合って市内や地域の課題解決に取り組む機会が充分にある、(6)市の施策や施策案に対して、市民が意見を伝える機会が充分に開かれている、(5)市民活動や地域活動に取り組む人材が市民の間に育っている、などがあげられ、特に(6)は市職員との差が大きくなっています。一方、市の職員では(5)と(8)が低い評価という点で市民と共通しており、協働によって課題を解決する力と市民人材を育成するという点で評価が厳しいことが、市民と市職員で共通しています。

市民の順位	市民参画協働に関わる事項	市職員の順位	加重点の差(市職員-市民)
第1位	(1)市政に関するさまざまな情報が、市民に対してわかりやすくまた充分に提供されている	第1位	28点
第2位	(7)市民活動や地域活動に取り組むための場が充分にある	第4位	38点
第3位	(2)市民参画協働に関する市の情報が、市民に対してわかりやすくまた充分に提供されている	第5位	44点
第4位	(3)市民参画協働にかかわる団体や催しなどの情報が、市民に対してわかりやすくまた充分に提供されている	第2位	56点
第5位	(4)市民参画協働にかかわる講座などの学習機会が、市民に対して充分に提供されている	第6位	40点
第6位	(5)市民活動や地域活動に取り組む人材が市民の間に育っている	第8位	23点
第7位	(6)市の施策や施策案に対して、市民が意見を伝える機会が充分に開かれている	第3位	67点
第8位	(8)市民と市が協力し合って市内や地域の課題解決に取り組む機会が充分にある	第7位	40点

## 参画と協働についての意識・行動調査 調査方法

調査対象：(市民) 20歳以上の市内居住者 2,000人を無作為抽出  
 (市職員) 特別職・病院の医師や看護師等・嘱託職員・臨時的任用職員を除く 817人  
 配布・回収：(市民) 配付・回収とも郵送  
 (市職員) 各課に配付、市民参画課の連絡箱への投函で回収  
 調査期間：2014年(平成26年)1月27日(月)～2月18日(火) (2月3日(月)に、お礼兼催告はがきを発送)  
 有効回収数：(市民) 970件(回収率：48.5%)  
 (市職員) 527件(回収率：64.5%)

調査では、「市民参画協働」をつぎのように説明しました。

『「市民参画」とは、市民が市政に参画する意思を反映させることを目的として、市の施策の企画立案、実施及び評価の過程に参加することをいいます。また「協働」とは、市民及び市がまちづくりについて、それぞれの役割と責務を自覚し、互いに尊重し、補完し、協力することをいいます。』

## 発行 / 芦屋市企画部市民参画課

〒659-8501 兵庫県芦屋市精進町7-6 電話 (0797)38-2007 ファクス (0797)38-2004  
 Eメール : info@city.ashiya.lg.jp ホームページ http://www.city.ashiya.lg.jp/

## 2 芦屋市市民参画及び協働の推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、本市の市政に対する市民の参画を推進するための基本的な事項を定めることにより、市民及び市が協働による住みよいまちをつくることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に在住、在勤及び在学する個人並びに市内で活動する法人その他の団体をいう。
- (2) 市民参画 市民が市政に参加する意思を反映させることを目的として市の施策の企画立案、実施及び評価の過程に参加することをいう。
- (3) 協働 市民及び市がまちづくりについて、それぞれの役割と責務を自覚し、互いに尊重し、補完し、協力することをいう。
- (4) 審議会等 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により設置する審議会等及び市の施策の企画立案、意見交換、提言等を行うため要綱等により設置する委員会等をいう。
- (5) 市民提案 市民が自ら施策を提案し、又は市の求めに応じて市民が提案することに対して、その提案の概要、提案に対する市の考え及び結果を公表する手続をいう。
- (6) ワークショップ 市の施策の策定に当たり、一定の案に集約するため、市民が参加し、各種共同作業等を行い、施策について議論する方法をいう。
- (7) パブリックコメント 市の施策の策定に当たり、その施策の趣旨、目的、内容等を公表し、広く市民の意見を提出する機会を設け、提出された意見に対する市の考え及び結果を公表する手続をいう。

(基本原則)

第3条 市民及び市は、次に掲げる原則を踏まえ、市民参画及び協働の推進を図るものとする。

- (1) 自立の原則 市民は、自らの意思により市民参画及び協働の推進を行い、市

は、市民活動の自主性を尊重する。

- (2) 対等の原則 市民及び市は、対等の関係として市民参画及び協働の推進を行う。
- (3) 相互理解及び協力の原則 市民及び市は、市民参画及び協働の推進の目的を共有し、信頼関係の醸成と相互協力関係の形成に努める。
- (4) 情報の提供及び共有の原則 市民参画及び協働の推進に関する情報について、市民は自らの持つ活動の情報を提供し、市は積極的に情報を公開し、互いに共有する。
- (5) 評価と説明の原則 市民参画及び協働による施策の実施にかかわる市民は、それぞれが担った役割の成果について評価と説明を行い、市は、市民参画及び協働により行う施策の実施について、評価と説明の責任を持つ。

(市の責務)

第4条 市は、市民の市民参画及び協働への意識と意欲を高めるよう啓発を行う。

- 2 市は、市民が市政について必要とする情報を積極的に公開する。
- 3 市は、市民が容易に市政に参画し、協働を推進できるよう創意工夫を行う。

(市民の責務)

第5条 市民は、協働の精神の下で市民参画に取り組み、公共の利益を図ることを基本として、積極的な協働に努める。

(市民参画の対象)

第6条 市民参画の手続の対象となる施策は、次の各号のとおりとする。

- (1) 市の基本構想、基本計画その他基本的事項を定める計画等の策定又は重要な変更
  - (2) 市政に関する基本方針を定め、又は市民に義務を課し、若しくは権利を制限する条例の制定又は改廃
  - (3) 公共の用に供される大規模な施設の設置に係る基本計画等若しくはその利用や運営に関する方針の策定又はそれらの重要な変更
  - (4) その他市民生活に極めて重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する施策については、市民参画の手続を行わないことができる。

- (1) 法令又は条例に施策の実施の基準が定められ、当該基準に基づき行うもの
- (2) 市税の賦課徴収及び分担金、使用料、手数料等の徴収に関するもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、緊急を要するものその他やむを得ない理由があるもの

(市民参画の手続)

第7条 この条例における市民参画の手続は、次のとおりとする。

- (1) 審議会等の活用
- (2) 市民提案の活用
- (3) ワークショップの開催
- (4) パブリックコメントの活用
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める協議会、公聴会等の活用

2 市は、手続の実施に当たっては、前項各号の手続のうちから、適切かつ効果的なものを選択し、実施しなければならない。

(審議会等)

第8条 市は、審議会等の委員の選任に当たっては、他の審議会等における委員の就任状況、構成等を勘案し、選任するよう努めるものとする。

2 市は、審議会等に市民公募による委員を1人以上選任するよう努めなければならない。

(市民提案)

第9条 市民は、市民提案により具体的な施策を提案することができる。

2 市は、市民から施策に対する提案を求めようとするときは、あらかじめ次の事項を公表する。

- (1) 対象事項の目的
- (2) 提案の提出先、提出方法及び提出期間
- (3) その他提案に関する必要な事項

3 市は、市民からの提案について検討を行い、市の考え及び検討結果を公表する。ただし、芦屋市情報公開条例（平成14年芦屋市条例第15号）の趣旨に照らし、公表することが不相当と認められる部分（第11条第3項において「非公開情報部分」という。）については、公表しない。

(ワークショップ)

第10条 市は、ワークショップを開催するときは、広く市民の参加を求め、素案の合意形成が図られるよう努めなければならない。

(パブリックコメント)

第11条 市は、パブリックコメントを実施しようとするときは、あらかじめ次の事項を公表する。

- (1) 対象事項の案及び関係資料
- (2) 意見の提出先、提出方法及び提出期間
- (3) その他意見に関する必要な事項

2 意見の提出期間は、原則として1月以上とする。ただし、緊急の必要があるときその他やむを得ないときは、その理由を公表した上で意見の提出期間を短縮することができる。

3 市は、提出された意見について検討を行い、市の考え及び検討結果を公表する。ただし、非公開情報部分については、公表しない。

(市民参画の手続の実施時期)

第12条 市は、市民参画の対象となる施策の決定前のできるだけ早い時期から市民参画の手続を実施するよう努めなければならない。

(市民参画の手続の公表)

第13条 市民参画の手続に関する事項を公表するときは、次に掲げる方法のうちから適切な方法により行うものとする。

- (1) 担当の所管課での閲覧
- (2) 市広報紙への掲載
- (3) 市ホームページへの掲載
- (4) 行政情報コーナーでの閲覧
- (5) その他効果的に周知できる方法

(実施予定及び実施状況の公表)

第14条 市は、毎年度、その年度における市民参画の手続の実施予定及び前年度における市民参画の手続の実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

(協働の拠点)

第15条 市は、市民参画及び協働の推進を図るため、地域の課題解決又は発展を目的として市内で活動する個人及び市民活動団体（次条において「市民活動団体等」という。）の協働の拠点を設置する。

2 前項の協働の拠点の運営については、市民が市の協力を得て行うものとする。  
（市民活動団体等への支援）

第16条 市は、市民活動団体等に対して、その活動の支援に努める。  
（推進計画）

第17条 市は、市民参画及び協働による市政を総合的に推進するための計画（以下「推進計画」という。）を定め、実施するものとする。

2 市は、推進計画を定め、又は変更するときは、その内容を公表するものとする。  
（芦屋市市民参画協働推進会議への諮問）

第18条 市長は、推進計画の策定、推進計画の進行状況その他推進計画に関し必要な事項については、芦屋市附属機関の設置に関する条例（平成18年芦屋市条例第5号）第2条に規定する芦屋市市民参画協働推進会議に諮るものとする。  
（補則）

第19条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、既に着手され、又は着手のための準備が進められている施策であって、市民参画の手続を実施することが困難なものについては、第8条から第11条までの規定は適用しない。

（検討）

3 市は、社会情勢の変化及び市民参画の推進状況に応じて検討を加え、その結果に基づいて、5年以内を目途にこの条例の見直し等の必要な措置を講じるものとする。

（芦屋市附属機関の設置に関する条例の一部改正）

4 芦屋市附属機関の設置に関する条例（平成18年芦屋市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条の表市長芦屋市総合計画審議会の項の次に次のように加える。

芦屋市市民参画協働推進会議	市民参画に関する事項の調査審議	8人以内	(1) 学識経験者 (2) 市民 (3) 市民団体の代表者	2年
---------------	-----------------	------	-------------------------------------	----

(芦屋市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

5 芦屋市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31

年芦屋市条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表芦屋市総合計画審議会の項の次に次のように加える。

芦屋市市民参画協働推進会議	会長	日額	13,500
	委員	日額	11,200

### 3 「芦屋市市民参画協働推進会議」委員名簿

(平成25年7月1日～平成27年6月30日)

	氏名	所属等	性別	専門・活動分野
学 識 経 験 者	いまがわ あきら 今川 晃	同志社大学政策学部教授・大学院 総合政策科学研究科教授	男	地方自治，コミュニティ政 策等，市民参画協働推進ア ドバイザー会議委員
	いのうえ よしえ 井上 芳恵	龍谷大学政策学部准教授	女	生活科学一般，都市計画・ 建築計画，協働のまちづく り
	じゃお つおんみいえん 焦 従 勉	京都産業大学法学部准教授	女	政策過程論，東アジアの地 域統合，環境ガバナンス等， 多文化共生センターのボラ ンティア活動
市 民 団 体	せおたかこ 瀬尾多嘉子	特定非営利活動法人 なるくあしや NALC芦屋 顧問	女	市民活動
	なかのくみこ 中野久美子	芦屋市社会福祉協議会	女	福祉活動
	ほり こうじ 堀 晃二	芦屋市自治会連合会会長	男	自治会活動
市 民	すがぬまくみこ 菅沼久美子	市民公募委員	女	平成25年6月27日選考会
	いけうち きよし 池内 清	市民公募委員	男	平成25年6月27日選考会

#### 4 芦屋市市民参画及び協働の推進に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、芦屋市市民参画及び協働の推進に関する条例（平成19年芦屋市条例第5号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(市民提案の手続)

第2条 条例第9条第1項の規定に基づき市民提案を行おうとする市民は、市民提案書（様式第1号）に必要事項を記載し、提出するものとする。

2 条例第9条第2項各号に規定する事項は、提案を求める日の10日前までに公表するものとする。

3 市民提案の検討結果及びその理由は、提出期限から起算して6月を超えない範囲内において提案者に通知し、検討結果及びその理由を公表する。ただし、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、その理由を公表した上で延長することができる。

(ワークショップの手続)

第3条 条例第10条の規定に基づきワークショップを開催するときは、市は、次の事項を公表する。

- (1) 開催日時及び開催場所
- (2) 対象事項の案及び関係資料
- (3) その他必要な事項

2 前項に規定する事項は、ワークショップの開催日の1月前までに公表するものとする。

3 市は、ワークショップを行うときは、開催日時等に配慮し、市民が参加しやすい環境づくりに努めるものとする。

4 ワークショップに参加しようとする市民は、ワークショップ参加申込書（様式第2号）に必要事項を記載し、市に提出するものとする。

5 市は、ワークショップを開催したときは、開催結果を3月を超えない範囲内において作成し、公表する。

(パブリックコメントの手続)

第4条 条例第11条第1項各号に規定する事項は、パブリックコメントの実施日の10日前までに公表するものとする。

2 条例第11条第1項第2号に規定する提出方法は、次に掲げるものとする。

- (1) 担当の所管課への提出
- (2) 郵便
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市が相当と認める方法

3 市は、市民からの意見について総合的に検討を行い、提出期限から起算して3月を超えない範囲内において、検討結果及びその理由を公表する。

(実施予定及び実施状況の公表)

第5条 条例第14条に規定する公表は、市広報紙及び市ホームページへの掲載により行うものとする。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

## 5 芦屋市民参画協働推進本部員名簿

職 務	氏 名	役 職 名
1 本 部 長	山 中 健	市 長
2 副 本 部 長	岡 本 威	副市長
3 本 部 員	福 岡 憲助	教育長
4 本 部 員	宮 崎 貴久	技 監
5 本 部 員	米 原 登己子	企画部長
6 本 部 員	佐 藤 徳治	総務部長
7 本 部 員	脇 本 篤	総務部参事(財政担当部長)
8 本 部 員	北 川 加津美	市民生活部長
9 本 部 員	寺 本 慎児	福祉部長
10 本 部 員	三 井 幸裕	こども・健康部長
11 本 部 員	辻 正彦	都市建設部長
12 本 部 員	林 茂晴	都市建設部参事 (都市計画・開発事業担当部長)
13 本 部 員	西 本 賢史	会計管理者
14 本 部 員	青 田 悟朗	上下水道部長
15 本 部 員	古 田 晴人	市立芦屋病院事務局長
16 本 部 員	樋 口 文夫	消防長
17 本 部 員	山 口 謙次	教育委員会管理部長
18 本 部 員	伊 田 義信	教育委員会学校教育部長
19 本 部 員	中 村 尚代	教育委員会社会教育部長

職 務	氏 名	役 職 名
1 事 務 局	福 島 貴美	企画部市民参画課長
2 事 務 局	中 嶋 健太	企画部市民参画課課長補佐
3 事 務 局	宮 本 茂樹	企画部市民参画課課員

## 6 芦屋市民参画協働推進本部幹事会委員名簿

職務	氏名	役職名
1 委員長	米原 登己子	企画部長
2 副委員長	田嶋 修	企画部企画課長
3 委員	稗田 康晴	企画部行政経営課長
4 委員	田中 尚美	総務部文書統計課長
5 委員	森田 昭弘	総務部財政課長
6 委員	和泉 みどり	市民生活部男女共同参画推進課長
7 委員	長岡 良徳	福祉部地域福祉課長
8 委員	西村 仁	都市建設部道路課長
9 委員	高橋 正治	上下水道部水道管理課長
10 委員	平見 康則	市立芦屋病院事務局総務課長
11 委員	吉岡 幸弘	消防本部総務課長
12 委員	小川 智瑞子	教育委員会管理部管理課長
13 委員	長岡 一美	教育委員会社会教育部生涯学習課長

職務	氏名	役職名
1 事務局	福島 貴美	企画部市民参画課長
2 事務局	中嶋 健太	企画部市民参画課課長補佐
3 事務局	宮本 茂樹	企画部市民参画課課員

## 7 策定経過（予定を含む）

年 月 日	内 容
平成 26 年 5 月 1 日(木)	第 1 回 芦屋市市民参画協働推進本部幹事会
平成 26 年 5 月 9 日(金)	第 1 回 芦屋市市民参画協働推進本部会議
平成 26 年 5 月 12 日(月)	第 1 回 芦屋市市民参画協働推進会議
平成 26 年 10 月 27 日(月)	第 2 回 芦屋市市民参画協働推進本部幹事会
平成 26 年 11 月 4 日(火)	第 1 回 ワークショップ開催
平成 26 年 11 月 4 日(火)	第 2 回 ワークショップ開催
平成 26 年 11 月 5 日(水)	第 3 回 ワークショップ開催
平成 26 年 11 月 11 日(火)	第 3 回 芦屋市市民参画協働推進本部幹事会
平成 26 年 11 月 18 日(火)	第 2 回 芦屋市市民参画協働推進本部会議
平成 26 年 11 月 21 日(金)	第 2 回 芦屋市市民参画協働推進会議
平成 27 年 1 月 11 日(日)～ 2 月 10 日(火)	市民参画の手續 パブリックコメント (第 2 次推進計画案について)
平成 27 年 2 月 20 日(金)	第 3 回 芦屋市市民参画協働推進会議
平成 27 年 2 月 23 日(月)	第 4 回 芦屋市市民参画協働推進本部幹事会
平成 27 年 2 月 24 日(火)	第 3 回 芦屋市市民参画協働推進本部会議

### ※（予定）

- ・総務常任委員会（平成 27 年 3 月 6 日(予定)）終了後に、所管事務調査においてパブリックコメント結果・計画案について説明
- ・広報あしや 4 月 1 日号及びホームページで、パブリックコメントの結果を公表
- ・広報あしや 5 月 1 日号及びホームページで、推進計画を公表

## 第2次芦屋市市民参画協働推進計画

平成27年（2015年）3月

〈編集・発行〉

**芦屋市（企画部市民参画課）**

〒659-8501 芦屋市精道町7番6号

TEL(0797)38-2007

FAX(0797)38-2004

E-mail : [info@city.ashiya.lg.jp](mailto:info@city.ashiya.lg.jp)

<http://www.city.ashiya.lg.jp>